

---

2026年度  
東京都 I 類B 専門記述  
講評&解答例

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001112 256606

KL25660



# 1. 憲法

## 問題

適正手続の保障について、判例に言及して説明せよ。

## 論点

- 1 適正手続の保障の意義
- 2 憲法 31 条の内容
  - (1) 科刑手続の法定
  - (2) 科刑手続の適正（告知と聴聞の原則、第三者所有物没収事件）
  - (3) 実体規定の法定
  - (4) 実体規定の適正
- 3 憲法 31 条の行政手続への適用の可否（成田新法事件）

## 解答例

- 1 適正手続の保障の意義

適正手続の保障とは、公権力が個人の生命や自由、刑罰を科す際に、法律で定められた公正かつ適正な手続が遵守されることを保障する原則をいう。
- 2 憲法 31 条の内容

憲法 31 条は、法文上、科刑手続の法定のみを定めているが、手続の内容が適正であるという適正手続の保障を含むと解されており、適正手続の根拠規定といえる。さらに、実体も法律で定めなければならない、その実体の内容も適正でなければならないという罪刑法定主義をも保障している。これらがすべて保障されて初めて人権保障が確立されるのであり、本条が刑事手続の原則的な規定として、憲法の他の条文では救済しえない実体上の人権侵害を救済することが可能となるのである。

判例も、科刑手続における告知と聴聞の保障が問題となった第三者所有物没収事件において、第三者の所有物をその所有者に対し告知・弁解・防御の機会を与えずに没収することは、憲法 29 条 1 項ならびに本条に違反するとした。
- 3 憲法 31 条の行政手続への適用・準用の可否

憲法 31 条は、その文言や規定の位置から刑事手続に関する規定であるが、さらに進んで、行政手続一般に本条の適用があるかが問題となる。現代国家における行政権の肥大化の下では、行政手続を手続的保障の範囲外に置くことは人権保障の重要な部分を失わせる危険があることから、適用の余地を認めるべきであると考えられる。

## 頒布・複写を禁じます

この点、事前に告知、弁解、防御の機会を与えずになされた旧運輸大臣による工作物の使用禁止命令が問題となった成田新法事件がある。判例は、行政手続は行政目的に応じて多種多様なものがあり、刑事手続とは異なる面もあるのだから、常に告知聴聞の機会を保障することができないとした上で、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分によって達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合衡量して、告知と聴聞の保障を及ぼすべきとした。

(約 800 字)

以上

## 講 評

### 難易度：B [標準]

憲法 31 条にスポットを当てた出題は 1985 年以来、41 年ぶりのことである。本問では、根拠規定である憲法 31 条を示すことは必須であるが、本条は科刑手続の法定を定めるのみで「適正」との文言はない。そこで、なぜ手続の適正さが求められるかを簡潔に述べるべきである。解答例では触れていないが、本条は法の適正な手続 (due process of law) を定めるアメリカ憲法に由来する点に言及すると、加点事由になると思われる。

憲法 31 条は、①科刑手続の法定、②科刑手続の適正、③実体の法定、④実体の適正を内容とする。これらに触れることが原則であるが、本問の主題は②科刑手続の適正にあるので、③④に触れなくても、失点にはならないと考えられる。要は、②科刑手続の適正、とりわけ「告知と聴聞の機会の保障」から、第三者所有物没収事件、行政手続への適用ないし準用が問題となった成田新法事件へと流れを持っていくことが大切である。特に、成田新法事件に言及しているかどうかは鍵となる。

## 2. 行政法

### 問題

行政上の強制執行の意義を述べた上で、類型を四つ挙げそれぞれ説明せよ。

### 論点

- 1 行政上の強制執行の意義
- 2 代執行
- 3 執行罰
- 4 直接強制
- 5 行政上の強制徴収

### 解答例

- 1 行政上の強制執行の意義

行政上の強制執行とは、義務者が行政上の義務を履行しない場合に、行政庁が、実力をもってその義務を履行させ、またはその履行があったのと同様の状態を実現することをいう。代執行、執行罰、行政上の強制徴収、直接強制の4つの類型がある。これらをなすには義務を課する法律のほか、強制執行自体の法律が必要となる。この点、代執行については一般法として行政代執行法が存在するが、それ以外のものについては個別法に基づかなければならない。

- 2 代執行

代執行とは、他人が代わって履行することができる義務（代替的作為義務）が履行されない場合に、行政庁が自ら義務者のすべき行為をし、または第三者にこれをさせ、費用を義務者から徴収することをいう。行政代執行法によれば、①代替的作為義務の不履行、②他の手段による履行確保の困難、③公益に反する状態が要件とされる。

- 3 執行罰

執行罰とは、行政上の義務の履行がない場合に、一定の過料を課すことを義務者に予告して、義務者に心理的圧迫を加えることで間接的に履行を強制することをいう。

義務履行の期限を指定し、期限を徒過した場合に義務者に対して実際に過料を科すことで将来に向かって義務の実現を図る手段であり、制裁としての性質を有しない。

- 4 直接強制

直接強制とは、行政上の義務を義務者が履行しない場合に、直接に義務者の身体または財産に実力を加え、義務が履行されたのと同様の状態を実現することをいう。直接強制は、義務者の身体や

財産に直接に実力を加える強制方法であるため、実効性は高いが人権侵害の危険も大きいという特徴がある。

#### 5 行政上の強制徴収

行政上の強制徴収とは、国民が行政上の金銭給付義務を履行しない場合に、強制的な手段によって、義務が履行されたのと同様の結果を実現することをいう。現在、多くの法律が、国税以外の金銭債権の強制徴収を行う場合に、国税徴収法を準用している。

(約 790 字)

以上

### 講 評

#### 難易度：B [標準]

行政上の強制執行は、2014 年以來、12 年ぶりの出題である。本問では、行政上の強制執行の意義のほか、4つの類型を聞かれているので、それらについて正確かつ簡潔に説明することが求められている。

法律の留保原則から、行政上の強制執行を実施するには、行政上の義務を課する法律のほか、強制執行自体の法律が必要となる点に触れなければならない。解答例では、代執行のみの一般法として行政代執行法の存在を示し、それ以外のものについては個別法を要する旨を述べているが、これは加點事由にすぎない。

4つの類型では、それぞれの意義を正確に述べることができるかがポイントとなる。加えて、①代執行については、一般法である行政代執行法の要件を簡潔に示す点を、②執行罰では、制裁ではない点を、③直接強制では、実効性は高いが人権侵害の危険を孕む点を、④行政上の強制徴収では、国税徴収法が実質的に一般法の役割を果たしている点を、それぞれ指摘できると好印象を与えることができる。

### 3. 民法

#### 問題

即時取得の意義、要件及び効果について、それぞれ説明せよ。

#### 論点

- 1 即時取得の意義
- 2 即時取得の要件
- 3 即時取得の効果

#### 解答例

- 1 即時取得の意義

取引行為によって、平穩かつ公然に動産の占有を始めた者は、善意でかつ過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する（民法 192 条）。これを即時取得という。不動産よりも頻繁に行われる動産取引の安全を図るため、動産の占有に公信力を与えたものである。

- 2 即時取得の要件

- (1) 動産であること

動産であっても、登記・登録を対抗要件とする船舶・自動車・航空機は、登記・登録が信託の対象となるので、登記・登録されている場合には、即時取得は適用されない。

- (2) 取引行為による占有の取得

即時取得は、取引安全を保護するための制度だから、取引行為によって動産の占有を取得したことが必要である。

- (3) 前主が無権利者であり、動産を占有していること

前主が権利者である場合には、相手方はその権利を承継取得できるから、即時取得の対象外である。また、即時取得は、占有という権利の外形に対する信託を保護する制度だから、前主の占有が要件となる。一方、前主が制限行為能力者や無権代理人である場合には、それぞれの制度によって解決されるべきであり、即時取得は適用されない。

- (4) 平穩・公然・善意・無過失

占有取得者の平穩・公然・善意は、法律上推定される。また、動産を占有する前主は権利者と推定されるので、前主の占有を信託した取得者は無過失と推定される。

- (5) 占有を取得すること

即時取得は権利者を犠牲にして取得者を保護するのだから、その成立に必要な占有の取得は、

## 頒布・複写を禁じます

一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるような占有の取得であることを要し、そのような変更を生じない占有改定では足りない。したがって、現実の引渡し、簡易の引渡し、指図による占有移転のいずれかでなければならない。

### 3 即時取得の効果

即時取得が成立すると、動産について行使する権利（所有権または質権）を取得する。即時取得は原始取得であり、動産の上に存在した権利の制限は消滅する。

(約 790 字)

以 上

## 講 評

### 難易度：A [易問]

今年度の民法は、2020 年度以来の物権からの出題であり、2013 年度に出題された即時取得が再び出題された。2023 年度以降、民法は過去問からの出題が目立っている。今後も、過去問（出題可能性が低い直近の過去問を除く）については、書けるように準備しておく必要があるだろう。

答案構成については特に悩むことはなく、問題文の指示に従って、即時取得の①意義、②要件、③効果の順に説明すればよい。また、即時取得の要件・効果を定めた条文は民法 192 条のみであるから、昨年度の詐害行為取消権のように、説明すべき条文の取捨選択に悩むこともないだろう。

即時取得の意義については、条文上の意義（民法 192 条）だけでなく、その趣旨も述べておくと、要件の説明にうまくつなげることができる。

即時取得の要件については、最低限、各要件を正確に指摘することが必要である。さらに、各要件で問題となる論点をどこまで説明するかで差がつくと思われる。解答例で説明したもの以外では、2 (1) では、金銭が原則として即時取得の対象とならないこと（最判昭 39. 1. 24）、(2) では、取引行為には競売（最判昭 42. 5. 30）は含まれるが、相続や立木の伐採（大判大 4. 5. 20）は含まれないことなどを説明してもよい。

即時取得の効果については、解答例のように、取得する権利が所有権と質権であることと、権利の取得が原始取得であることを説明すれば十分である。

なお、盗品・遺失物の特別（民法 193 条・194 条）に言及した受験生もいるかもしれないが、特別の要件・効果が問題となるので、本問では言及すべきではないだろう。

## 4. 経済学

### 問題

複占市場におけるクールノー・ナッシュ均衡について説明せよ。なお、図を用いて説明してもよい。

### 論点

- 1 クールノー・ナッシュ均衡について
- 2 クールノー・ナッシュ均衡の導出

### 解答例

複占市場とは、ある財の市場において生産者が2社しか存在しない状態である。この場合における逆需要関数についてPを価格、Qを需要量として、 $P = a - bQ$  ( $a, b$ は正の定数)と表すと、複占市場の均衡では、需要量Qが2社の生産者の生産量の合計と等しくなるので、この複占市場に存在する企業を企業1、企業2として、それぞれの生産量を $x_1, x_2$ と表すと $Q = x_1 + x_2$ であり逆需要関数は、 $P = a - b(x_1 + x_2)$ となる。よって、利潤が自社の生産量だけではなく相手企業の実生産量にも依存し、各企業は相手企業の実生産量を予測して利潤を最大化することになり、複占市場の均衡をゲーム理論の枠組みで論ずることができる。(同質の財を生産する)各企業が同時に生産量を選ぶ市場で、相手企業の実生産量を所与とした上で、各企業がそれぞれの利潤が最大となる生産量を決定する場合の均衡をクールノー・ナッシュ均衡という。以下、具体的にクールノー・ナッシュ均衡を導出する。

上記のような企業1、企業2が存在する複占市場を考える。企業1、企業2の実生産量をそれぞれ、 $x_1, x_2$ 、総費用関数をそれぞれ、 $TC_1 = c x_1, TC_2 = c x_2$ とすると企業1、企業2の利潤関数は、

$$\pi_1 = \{a - b(x_1 + x_2)\} x_1 - c x_1$$

$$\pi_2 = \{a - b(x_1 + x_2)\} x_2 - c x_2$$

となる。ここで、相手企業の実生産量を所与として、利潤関数を微分して、利潤最大化の一階条件を求めると、

$$\frac{\Delta \pi_1}{\Delta x_1} = a - 2b x_1 - b x_2 - c = 0$$

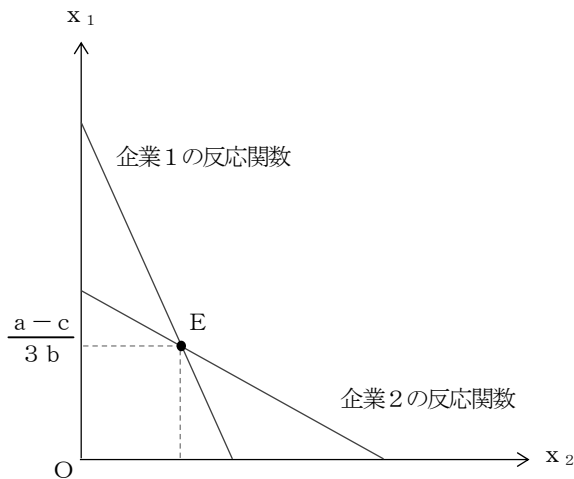
$$\frac{\Delta \pi_2}{\Delta x_2} = a - b x_1 - 2b x_2 - c = 0$$

となり、これらの式をそれぞれ $x_1, x_2$ について解くと、

$$x_1 = \frac{a - b x_2 - c}{2b}, \quad x_2 = \frac{a - b x_1 - c}{2b}$$

を得る。これらは、相手企業の生産量に対する自社の生産量を表し、反応関数といわれる。これらを図示すると以下のようになり、反応関数のグラフの交点（図の点E）で互いに相手企業の生産量に対して利潤が最大となる生産量を選択しており、クールノー・ナッシュ均衡となる。

なお、反応関数を連立して各企業の生産量を求めると、 $x_1 = x_2 = \frac{a - c}{3b}$ となる。



(約830字)

以上

講評

難易度：B [標準]

クールノー・ナッシュ均衡は、択一对策としても学習する論点であり、専門記述対策講座の答練において類題を取り扱っていたため、経済学を選択する受験生にとっては、解答し易い論点であったと考えられる。

## 5. 財政学

### 問題

バローの中立命題について、成立条件及びその現実妥当性にも言及して説明せよ。

### 論点

- 1 バローの中立命題
- 2 バローの中立命題の成立条件
- 3 バローの中立命題の現実妥当性

### 解答例

バローは、各世代の効用が、自分の生涯消費とこどもの効用水準に依存する利他的な家計を仮定した。各世代が1期だけ生き、 $t$ 期の世代の効用 $U_t$ が自分の生涯消費 $c_t$ からの効用 $u(c_t)$ と(割引因子 $\beta$ で割り引かれた)子( $t+1$ )世代の効用 $U_{t+1}$ の和、 $U_t = u(c_t) + \beta U_{t+1}$ …①だとすると、①式の右辺に $U_{t+1} = u(c_{t+1}) + \beta U_{t+2}$ 等を逐次代入し、 $U_t = u(c_t) + \beta u(c_{t+1}) + \beta^2 u(c_{t+2}) + \beta^3 u(c_{t+3}) + \dots$ …②を得るので、 $t$ 期の世代はあたかも自分が永遠に生きる際の最適消費計画を、以下の $t$ 期の世代以降の家計の予算制約式③の下で選択することになる( $r$ は利子率)。

$t-1$ 世代からの遺産 $\times (1+r)$  +  $t$ 世代以降の各世代の可処分所得の割引現在価値の和 =  $t$ 世代以降の各世代の消費の割引現在価値の和…③

政府が公債を発行して $t$ 期の世代に減税し、公債(+利子)を償還するための増税を $t+1$ 期の世代に行うものとする。減税と増税は割引現在価値で同額なので③式の左辺は不変で、各世代の消費は、税から国債への財源調達の変化の影響を受けない(バローの中立命題)。

バローの中立命題の成立条件として、一括固定税で消費の代替効果や超過負担を生まない、増減税が家計間の所得再分配を生まない(豊かになる家計、貧しくなる家計がなく各家計の消費が変わらない)、流動性制約に直面している家計がないことが必要になる。さらに利他主義の効用関数で、子のない家計がない、最適な遺産が負である家計がない、合理的な家計が必ず将来増税されると信じることも必要になる。しかし、現実では、偶発的に遺す遺産や、子からの世話・介護を引き出すための利己的な動機(戦略的遺産動機等)や老後の生活保障も期待する遺産など様々あり、利他的な遺産動機のみの方は少数であることに加え、バローの中立命題によれば、減税により、全家計が死後の増税に備えて遺産を増やすはずだが、減税分を生活費、教育費などに充てようとする人が無視できないほど存在することもあり現実妥当性は低い。

(約 850 字)

以 上

講 評

難易度：B [標準]

リカードの中立命題の前提条件に比べ、バローの中立命題の前提条件について問われることは少ないが、知識があれば書くことができる問題である。中立命題がなぜ成り立つのか論理を理解した上で、必要とされる前提条件を学び、現実の経済で前提条件が満たされそうか想像してみよう。

## 6. 政治学

### 問題

レイプハルトが類型化した多数決型民主主義とコンセンサス型民主主義について、両者の制度面の違いを挙げた上で、それぞれ説明せよ。

### 論点

- 1 多極共存型民主主義の意義
- 2 多数決型民主主義の制度的特徴
- 3 コンセンサス型民主主義の制度的特徴

### 解答例

民主主義は従来、社会的・文化的同質性がある程度なければ有効に作用しないと考えられていた。しかし、レイプハルトは、オランダ、ベルギー等の中小国の実態分析から、新たな民主主義像を提示し、それを「多極共存型民主主義」と名づけた。彼はこの概念をさらに発展させ、制度的側面を重視したより包括的な民主主義の分類モデルを提示した。それが、「多数決型民主主義」と、「コンセンサス型民主主義」である。

多数決型民主主義は「ウェストミンスター・モデル」とも称される。その特徴としては、議会での単独過半数の勢力によって構成される内閣に権力が集中していることがあげられる。多数党を基礎とした内閣と議会との間で権力の融合が生じるため、与党は野党の意向を酌むことなく、自党の提出する法案をほぼ完全に議会で成立させることができる。また、小選挙区制の仕組みによって得票と獲得議席との格差が拡大し、得票で過半数を超えない政党が議席では過半数を得ることができる。その結果、単独政権を視野に入れた二大政党制が基本的に採られることになる。さらに、単一で中央集権的な政府の下で、地方自治体の権限は制約されており、財政的にも中央政府に依存している。

これに対して、コンセンサス型民主主義の特徴としては、まず広範な多党連立内閣の存在があげられる。議席が各党の得票に比例して配分される比例代表制の仕組みによって、少数派の代表性が確保されるため、連立政権が常態化する。議会において過半数の議席を有する政党が存在せず、大連立にみられるように多くの政党が内閣に参加して執政権を共有する結果、内閣と議会との関係は均衡したものとなり、両者の一体性ではなくその分離が図られることになる。また、中央・地方関係においても分権が図られ、地方政府が大きな権限を有する。したがって、地域の独自性や自主性を容認するといった具合に、連邦制が採用されることとなる。

(約800字)

以上

講評

難易度：B〔標準〕

2023(令和5)年度には「Kマスター政治学」の第7章に掲載されたテーマが1993(平成5)年度以降初めて出題されたが、今回はそれ以来2度目の出題となった。したがって、出題予想は困難を極めたが、典型的な二項対立型の問題であるため、容易に論述を展開できたのではないだろうか。本問の場合、冒頭においてレイプハルトによる民主主義の類型化(多極共存型民主主義)の意義について簡潔に説明することから論述を始めよう。その上で、多数決型民主主義及びコンセンサス型民主主義の制度的特徴をバランスよく(同程度の文字数で)それぞれ説明すれば合格基準に達するだろう。

## 7. 行政学

### 問題

ギューリックの行政管理論について説明した上で、アメリカの行政実務にどのような影響を及ぼしたかを述べよ。

### 論点

- 1 古典的組織論—組織化の三原則—
- 2 ライン・スタッフの分離
- 3 行政管理論の行政実務に及ぼした影響

### 解答例

- 1 ギューリックは、行政をビジネスと捉え、能率の確保を最重要視するとともに、フォーマル組織を対象として、「命令系統の一元化」、「統制範囲の適正化」、「同質性」という組織編成の三原則を提示した。
- 2 さらに、ギューリックは、行政組織におけるラインとスタッフの分離を組織化の原則として主張した。ラインとは、与えられた目的の達成のための任務を遂行する組織であり、課題解決に直接責任を負う組織である。ライン組織に内在する管理的機能を水平的・横断的に抽出して部門化したのがスタッフ組織である。スタッフは更に、人事、会計・予算、庶務、文書など組織全体にとって共通の仕事を分担することでラインの仕事を補助する「サービス・スタッフ」と、計画、研究、調整、情報のようにラインに対して助言を行う機能をもつ「ゼネラル・スタッフ」に分類することができる。サービス・スタッフにせよ、ゼネラル・スタッフにせよ、スタッフはラインに対する補佐・支援にとどまり、命令権・決裁権は有しない。命令系統一元化の原理から、組織における命令権を有するのはライン組織の長だからである。
- 3 ギューリックは、組織の規模にかかわらず、組織の最高管理者が担うべき総括管理機能として7つ（POSDCoRB）を提示したが、組織規模が拡大するにつれて、最高管理者を補佐して総括管理機能を分掌する機関＝スタッフ機関を整備・充実させることが必要になると考え、ライン・スタッフの分離を重視したのである。行政組織におけるライン—スタッフ型編成の発想の現れが、ギューリックが参加した「行政管理に関する大統領委員会」における、予算局を中心とした大統領府創設の提言であり、この提言に基づき、実際に大統領府は創設された。

(約720字)

以上

講 評

難易度：A [易問]

ギュリックの行政管理論で戸惑った人もいたかもしれないが、行政実務に及ぼした影響がヒントとなった。実務への影響は、「行政管理に関する大統領委員会」における「大統領府創設」の提言で、その前提には、ラインとスタッフの分離、組織の長の総括管理機能（POSDCORB）＝スタッフの機能があった。書き出しで時間を要したとしても、上記のポイントを押さえていれば合格ラインには達しよう。

## 8. 社会学

### 問題

ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論について、生活世界の植民地化にも言及して説明せよ。

### 論点

- 1 コミュニケーション的合理性
- 2 道具的理性
- 3 コミュニケーション的行為
- 4 生活世界の植民地化
- 5 システム

### 解答例

J. ハーバーマスはフランクフルト学派の第2世代を代表するドイツの社会学者である。フランクフルト学派第1世代のM. ホルクハイマーやT. W. アドルノらは、西欧近代の理性がいかにして道具的理性へと腐食して真の自由や平等を奪っているかを論じ、近代合理主義を批判したが、これは理性そのものを全面的に否定するものであった。ハーバーマスは近代合理性（道具的理性）とは異なるコミュニケーション的合理性の概念を提示することで、この問題を解決しようとした。

ハーバーマスは、人間の行為を目的論的・戦略的行為、コミュニケーション的行為、演劇的行為などに分け、このうち目的論的・戦略的行為は、計量化し、管理、操作を目指す「道具的理性」に基づく行為であり、一方、コミュニケーション的行為は、他者との相互理解や合意を目指す「コミュニケーション的合理性」に基づく行為であるとした。

ハーバーマスによれば、私的な家族や市場経済と、議会・官僚制・軍隊といった公的な国家装置の間にある集団や圏域を公共圏というが、これは18世紀フランスのサロン、18～19世紀イギリスの上流階級のクラブに由来し、主に市民間の討論が行われていた。彼はこのような市民的公共性の価値観を重視するのだが、その一方で、現代は特に対物的目的合理的行為、その場限りの戦略的行為が重視されるようになってきている。

彼は、目的論的・戦略的行為を「システム」に、コミュニケーション的行為を「生活世界」という社会の2つの層に対応させ、現代社会（後期資本主義）では、経済システム、政治・行政システムは道具的理性に、生活世界はコミュニケーション的合理性に拠るとした。そして、日常世界のいたるところでシステムの侵入が進み、戦略的行為が増大していくことを「生活世界の植民地化」と

よんで、これを現代社会の根本問題として提起した。彼は理性的な人々同士による討議・対話こそが生活世界のシステム化に抗する方法であると主張した。

(約810字)

以上

## 講評

難易度：A [易問]

J. ハーバーマスが都 I B 専門記述で出題されるであろうことは十分予測できたし、また LEC でも模擬試験および専門記述対策講座答練編において何度か取り上げてきた。ハーバーマスが本年(2026年)の3月に死去したこと、今回の都 I B で記述の題材に選ばれたことは、(出題の時期から考えて)おそらく無関係であろう。とはいえ、彼の死によって、その業績の全体像が見渡せるようになったわけである。ここでは、『コミュニケーション的行為の理論』を始め、『公共性の構造転換』、『後期資本主義における正当化の問題』といった主著をかいつまむ形でまとめてみたが、「コミュニケーション的行為」や「生活世界の植民地化」といったもっとも重要な概念について問われているので、書きやすかったと思う。

出題が十分予想できたこと、重要な学者の主要な概念について問われたことなどの点から難易度は A [易問] であったといえるだろう。

## 9. 会計学

### 問題

固定資産の意義及び形態別分類を述べた上で、有形固定資産の取得原価の決定について、五つの取得方法別にそれぞれ説明せよ。

### 論点

- 1 固定資産の意義
- 2 固定資産の形態別分類
- 3 有形固定資産の取得原価決定における五つの取得方法
  - ① 購入
  - ② 自家建設
  - ③ 現物出資
  - ④ 交換
  - ⑤ 贈与

### 解答例

固定資産とは、企業が経済活動のために1年を超える長期にわたって利用する費用性（事業用）資産、および現金化されるまでの期間が決算日から1年を超える貨幣性（金融）資産のことをいう。

固定資産は、その形態的な特徴に従って、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産に分類される。有形固定資産は、1年を超える長期にわたって利用するために保有する資産で、物理的な形態をもつ項目である。無形固定資産は、物理的な形態を持たないものの、1年を超える長期にわたり経営に利用される資産項目である。投資その他の資産は、固定資産の中で有形固定資産や無形固定資産に該当しないものであり、資金の長期的な利殖目的や他の企業を支配する目的のために保有される資産、および長期前払費用がある。

有形固定資産の取得原価の決定については、「購入」、「自家建設」、「現物出資」、「交換」、「贈与」の5つの取得方法に応じて異なり、それぞれ以下のように決定される。

固定資産を「購入」によって取得した場合には、購入代金に買入手数料、引取運賃、関税、据付費、試運転費等の付随費用を加えて取得原価とする。ただし、正当な理由がある場合には、付随費用の一部又は全部を加算しない額をもって取得原価とすることができる。また、購入に際して値引又は割引を受けたときには、これを購入代金から控除する。

固定資産を「自家建設」した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基

ついで取得原価を計算する。なお、建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、借入金と取得資産の対応が明確な場合これを取得原価に算入することができる。

株式を発行しその対価として固定資産を受け入れる「現物出資」の場合には、受け入れた資産の公正な評価額と出資者に対価として交付した株式の公正な評価額のうち、いずれかより高い信頼性をもって測定が可能な方の金額が取得原価となる。

自己所有の固定資産と「交換」して有形固定資産を取得した場合には、交換に供された自己資産の適正な簿価をもって取得原価とする。自己所有の株式ないし社債等と固定資産を交換した場合には、当該有価証券の時価又は適正な簿価をもって取得原価とする。

固定資産を「贈与」された場合には、時価等を基準として公正に評価した額をもって取得原価とする。

(約960字)

以上

## 講評

### 難易度：B [標準]

本問は固定資産の意義、形態別分類、有形固定資産の取得原価の決定態様についての説明を求めるものとなっている。択一試験対策では、固定資産の形態別の意義や、その取得原価の決定について問われることもあり、それらについての知識もある受験者も多かったと思われる。一方、有形固定資産の取得原価決定の態様について、その5つの態様各々の内容まで正確に記述するのは、やや難しかったかもしれない。5態様をしっかりと記述するには、それなりの記述量が必要となることから、記述解答時間の配分的に苦しかった受験生もいたと思われる。

ただ、記述を要求されている論点、つまり固定資産の形態別分類や有形固定資産の取得原価の決定については、会計学として基本的とも言えるものなので、難易度としては中程度とした。

## 文献ガイド

「財務会計講義 第27版」 桜井久勝著 中央経済社

「現代会計学 第3版」 新井清光・川村義則著 中央経済社

連続意見書三「有形固定資産の減価償却について」

## 10. 経営学

### 問題

製品ライフサイクルについて説明せよ。

### 論点

- 1 製品ライフサイクルの意味
- 2 導入期、成長期、成熟期、衰退期の説明

### 解答例

製品ライフサイクルは、1つの製品や事業には人のようにライフサイクルがあるとする経験則である。一般的には、製品の登場から、導入期、成長期、成熟期、衰退期の4つに分けられる。

導入期は、まだ製品が十分に完成されていないことがある。このため一般には市場は小さい。また、消費者の認知度が低いために、どのような製品なのか、製品の長所は何かといったことも知られていないことが多い。このため売上が小さく、少量生産のため生産・流通コストも高くなりがちである。製品の多くは、この導入期を乗り越えることができないが、製品の普及を妨げるボトルネックが技術開発などにより解消されると、次の成長期に移行する。

成長期になると、製品の販売量が増大し、売上、利益が増大していく。このため生産量が増大することから成長期では設備投資を行う必要がある。利益が出ると新規参入業者が数多く登場して、市場では複数業者による激しい競争となる。このため価格競争も生じやすい。また、付加的な機能や追加サービスなども強化されて製品が充実して市場が深まる。

成熟期になると市場が飽和して、売上の上昇がゼロやマイナスになる。このため売上は大きい、伸びは小さく頭打ちとなる。成熟期では、生産は過剰になりやすいために新規参入は難しく、成長期に参入した企業も脱落して寡占化が進む。設備投資は過剰生産の原因になるために、企業活動は主にマーケティングによる需要喚起やブランド維持が中心となる。

衰退期では、新しい製品や社会の変化により需要の減少が生じる。このため売上と利益が減少する。企業は投資やマーケティングに費用をかけずに、製品の種類やサービスの削減を行うことでブランド収穫と撤退に向けた準備が行われる。ただし、衰退期において、既存企業が研究開発投資を行いイノベーションを行うことで製品を再び成長軌道に乗せたり、大胆なブランド再構築により衰退期を克服することに成功することがある。

(約800字)

以上

講 評

難易度：B [標準]

製品ライフサイクルについての一般的な問題である。導入期、成長期、成熟期、衰退期の4つについて、市場の特徴を中心に論を組み立てよう。同テーマは経営学では、ほぼ確実に学習している王道的なテーマであり、LECテキストや記述対策講座にも節を設けて論じてある。PPMや他の経営戦略論、マーケティングなどと絡めていないので、難易度も高いとは言えない。よって、難易度は中程度で平年並みである。



**LEC** れっく 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

KL25660